

岐阜県公報

号外 (十) 令和五年四月一日

目 次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	四
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	六

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「副局長」を「副局長」に改め、

「農業技監」を削り、「現代陶芸美術館副館長」を「現代陶芸美術館副館長」に改め、

「農産技監」を削り、「現代陶芸美術館副館長」を「現代陶芸美術館副館長」に改め、

物館副館長(総務部長を兼ねるものに限る。)を「博物館副館長」に、「土木事務所長(大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。)」を「土木事務所長(大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所

長及び高山土木事務所長に限る。)」に改め、同項本庁課長の欄中「男女共同参画・女性

の活躍支援センター長」を削り、「ねんりんピック推進事務局次長」を「行幸啓企画監」

所支援センター長」を削り、「ねんりんピック推進事務局次長」を「行幸啓企画監」

「新庁舎運用対策監」
 「設備管理監」に、「スポーツ誘致推進監」を
 県庁舎開設調整監を「スポーツ誘致推進監」を
 県庁舎建設管理監を「建設企画監」を
 ねんりん
 「広報」
 誘致推進監
 「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を
 ビック推進事務局次長を「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を
 県民運動推進監を「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を
 推進監を「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を
 障害者芸術・文化祭推進監を「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を
 「住宅宿泊事業対策監」に「住宅宿泊事業対策監」を
 献血運動推進監を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」を
 「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」を
 を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に、「岐阜県保育士・保育所支援セン
 ター副センター長」を「岐阜県保育士・保育所支援センター長」に、
 「成長産業企画監」
 航空宇宙産業連
 携監を「中小企業総合人材確保センター副センター長」に、
 「観光誘客企画監」
 地域出納審査監を「観光誘客企画監」を
 「観光誘客企画監」に、「地域出納審査監」を
 国際連携推進監を「地域出納審査監」を
 男女共同参画・女性の活躍支援センタ
 岐阜県保育士・保育所支援センター副
 「副センター長」に改め、「中小企業総合人材確保センター副センター長」及び「衛生
 センター長」
 「知的障害者更生相談所総務課長」を
 専門学校副校長を削り、「知的障害者更生相談所課長」を
 発達障害者支援センター
 務課長に、「国際たぐみアカデミー部長」を
 「国際たぐみアカデミー部長」
 総務課長に、「障がい者総合就労支援センター副所
 長」に、「障がい者総合就労支援センター部長」を
 「障がい者総合就労支援センター部
 長」に、「障がい者職業能力開発学校副校長
 長」に、「農業技術センター総務課長」を
 「農業技術センター総務課長」
 「中央家

畜保健衛生所総務課長」を「家畜保健衛生所総務課長」に、「岐阜土木事務所、大垣土
 木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵
 那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る」を「下呂土木事務所及び古川土
 木事務所の道路調整監を除く」に、「岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所課長」を
 「岐阜駅
 周辺鉄道高架工事事務所副所長」
 周辺鉄道高架工事事務所推進課長」に改め、「東部広域水道事務所長」を削り、同表教
 育委員会の項本庁課長の欄中
 「管理指導監」
 地域管理監
 教育施設整備監
 女性教職員活躍推進監を
 研修企画監
 学校安全企画監
 生徒指導企画監
 管理指導監
 地域管理監
 教育施設整備監
 「管理監」
 調査官」に改め、同項課長補
 佐の欄中「警察航空隊副隊長」を削る。
 「検視官」
 別表公安職の表警察本部長の項本部課長補佐の欄中「検視官」を
 「警察航空隊副隊長」
 に改める。
 別表研究職の表知事の項次長の欄中「産業技術総合センター所長」を
 「保健環境研究
 センター所長」に改める。
 産業技術総合
 別表医療職(一)の表知事の項次長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター所長」を削
 る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第五十七条の五第一号イ中「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改め、同号ロ中「百分の二百十」を「百分の二百五」に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の九十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

第七十五条第二項中「前項第八号」の下に「第十七号」を加える。

付則第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「観光国際局長」を削り、「都市公園整備局長」を「都市公園・交通局長」に改め、「副局長」の下に「文化祭推進事務局長」を加え、「農業技監」及び「岐阜県保育士・保育所支援センター長」を削り、「ねんりんピック推進事務局次長」を「行幸啓企画監」に、「新庁舎運用対策監、県庁舎開設調整監、県庁舎建設管理監」を「設備管理監、建築企画監」に改め、「スポーツ誘致推進監」の下に「ねんりんピック推進事務局次長」を加え、「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を「広報県民運動推進監、事業推進監、全国障害者芸術・文化祭推進監」に改め、「住宅宿泊事業対策監」の下に「献血運動推進監」を、「少子化対策企画監」の下に「岐阜県保育士・保育所支援センター長」を加え、「成長産業企画監、航空宇宙産業連携監」を「中小企業総合人材確保センター副センター長、サテライトオフィス推進監、航空宇宙・ドローン産業連携監」に改め、「観光誘客企画監」の下に「国際連携推進監」を加え、「中小企業総合人材確保センター副センター長」を削り、同部図書館の項中

課長 六種

を

課長（総務課長に限る。） 四種
課長（総務課長を除く。） 六種

に

改め、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「室長」の下に「主任医長」を加え、同部障がい者総合就労支援センターの項中

所長 二種

を

所長 二種
副所長 四種

に

改め、同部障がい者職業能力開発校の項中「訓練部長」を「副校長」に改め、「総務部長」の下に「訓練部長」を加え、同部家畜保健衛生所の項中「六種」の下に「中央家畜保健衛生所の総務課長にあつては、四種」を加え、同部土木事務所の項中「下呂土木事務所の道路課長を除く。」を削り、「岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る」を「下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監を除く」に改め、同部岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、「総務課長」を「推進課長」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、女性教職員活躍推進監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監」を「女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監」に改め、同表警察本部長の部警察署の項中「所長」を「署長」に改め、「多治見警察署」を削る。

別表第五小学校の表加茂郡の項中「潮見小学校」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「副局長」の下に「文化祭推進事務局長」を加え、「農業技監」及び「男女共同参画・女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長」を削り、「ねりんピック推進事務局次長」を「行幸啓企画監」に、「新庁舎運用対策監、県庁舎開設調整監、県庁舎建設管理監」を「設備管理監、建築企画監」に改め、「スポーツ誘致推進監」の下に「ねりんピック推進事務局次長」を加え、「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監」を「広報県民運動推進監、事業推進監、全国障害者芸術・文化祭推進監」に改め、「住宅宿泊事業対策監」の下に「献血運動推進監」を加え、「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に、「岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」を「岐阜県保育士・保育所支援センター長」に、「成長産業企画監、航空宇宙産業連携監」を「中小企業総合人材確保センター副センター長、サテライトオフィス推進監、航空宇宙・ドローン産業連携監」に改め、「観光誘客企画監」の下に「国際連携推進監」を加え、「中小企業総合人材確保センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」に改め、「商工・エネルギー政策課」の下に「観光国際政策課」を加え、同表土木事務所等の項中「岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る」を「下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監を除く」に改め、同表知的障害者更生相談所の項中「課長」を「総務課長」に改め、同表発達障害者支援センター

の項中「所長」の下に「総務課長」を加え、同表障がい者総合就労支援センターの項中「所長」の下に「副所長」を加え、同表障がい者職業能力開発校の項中「校長」の下に「副校長」を加え、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中「課長」を「副所長、推進課長」に改める。

別表第三事務局の部本庁の項中「管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、女性教職員活躍推進監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監」を「女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監」に改め、「政策企画係長」の下に「教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、免許係長並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長」を加え、「教職員課の管理調整係長、小中学校係及び高等学校・特別支援学校係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、給与係長並びに免許係長、教職員課福利厚生室の健康管理・公務災害係長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第六号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の項を削り、同表東濃中部病院事務組合の項中「事務局長」の下に「参事」を、「課長」の下に「副参事」を加える。

附則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

条例第二条第一項第四号に該当する公益的法人等

公益社団法人地域医療振興協会

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第九号）の一部を改正する規則

令和五年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社

事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
附則中第三十三項を第三十四項とし、第二十九項から第三十二項までを一項ずつ繰り下げ、第二十八項の次に次の一項を加える。

（令和六年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

29 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、令和六年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和六年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「令和五年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から二を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「令和五年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）において、三号給以上」とあるのは「職員において、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあっては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあっては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から令和五年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和六年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十九項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。